

『開発行為の手引き』の改定のお知らせ（令和6年4月）

改定の概要

- ① 開発区域を工区分割する際の条件を追加しました。
- ② 開発申請者の信用に関する審査において、「暴力団員等」ではない旨の誓約書を提出していただくことになりました。
- ③ 公園等の設置について、市内の街区公園の整備状況から公園等の設置基準を変更しました。

【主な改定内容と改定箇所】

① 開発区域を分割する際に最終の工区に建築敷地を含む

☞ 3-5、4-2-2表中〈注意〉部分に追記

② 申請時に「誓約書」の提出をお願いします。（誓約書のひな形はHP「開発行為の手引きのダウンロード」→「章別ダウンロード」にあります。）

☞ 手引き4-2-1-1 申請図書 8欄に「誓約書（暴力団等に該当しない）」を追加

③ 公園等の設置基準を変更しています。詳細は32条協議でご確認ください。

※許可を受けている事業に関して変更をご検討の場合は、開発指導課に御相談ください。

☞ 5-3-8に「ウ」を追加、（3）の一部を変更

改定した「開発行為の手引き 令和6年4月」は

令和6年4月1日より適用します。

詳しくは北九州市開発指導課のホームページにて確認をお願いします。

「北九州市 開発行為の手引き」で検索

(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0545.html)

北九州市建築都市局計画部開発指導課

連絡先 093-582-2644